

第十回 参議院農林委員会會議録 第四十一号

昭和二十六年五月二十八日(月曜日)午後一時五十一分開会

本日の会議に付した事件

○森林法案(衆議院提出)

○森林法施行法案(衆議院提出)

○委員長(羽生三七君) それではこれより委員会を開きます。

先日の委員会では森林法案並びに同施行法案についてのお質疑のありのことは月曜日にということを上上げてありますので、本日時間の関係で一時間半くらいだと思えますけれども、質疑を続行いたしたいと思えますのでどうぞよろしく……。

○門田定蔵君 日本の食糧問題その他の現状から考えまして、将来必ずこの林野の開墾が必要であると考えられます。これにつきまして本法案が若し実施された場合に、そういう適地によって開墾の希望が各地方から出た場合、こういう場合にいろいろ所有者その他希望者の間に問題が起るのじやないかと考えられます。その場合に当って当局はその処置について何かお考えがあるのですか。それをお聞きしたい。

○政府委員(横川信夫君) この森林法案は開拓地の開拓、適地の開墾というよりなことに、御承知のように今農林省では開墾適地の基準を作っておりまして、基準に当てはまるものは協力しまして開墾を進めて参るといふふうに考えておるのであります。この法案では何らその仕事を進めます

のに制限をいたすようなことはございせん。又そういう考えもございせん。

○門田定蔵君 我々が従来林野の開墾等に当って農地委員会その他が開墾の要求をしておるために、林野の所有者が殊更に林野の開墾の適地であつても提供を拒んでゐる／＼と問題が起つておる事実を見ておるのであります。若しこの林野に指定された所がその地方において／＼とそういう問題が將來起るのじやないか、たとえ林野であつてもその地方においてはその地方の人口問題、開墾の適地であるというよりなことを林野であつても農地委員会等において認めた場合、その場合にいろいろの問題が起つて来ておるのは從來の事実を徴して我々の実験しておる所であります。そういう林野に対する問題が起つた場合に、適当なこれが開墾地と地方で認められた場合に、当局はそういう問題が起つたときにどういう処置をおとすことになるか。

○政府委員(横川信夫君) 従来非常に問題が紛糾して参りましたときには、農地局の係官と私どもの係官と参りまして、共同調査をいたしております。土地の総合的な考え方から利用度の高い農地にいたすのが適当であるというよりな林野につきましては、快く御協力を申上げまして、開墾をすることを奨励しておるような事情で、従来も今後とも少しも変りがない取扱をいたす考えであります。

○門田定蔵君 もう一つお尋ねしたい

と思ふのですけれども、森林の所有者といへども数町歩、或いは大きなのは数町歩、小さいのは一町歩以内のがあるのですが、この法案が施行された後、或いは自家用として間伐等僅かな伐採を要する場合、こういう場合に一本切つても二本切つても、これをこの法案から言えばそれだけ届出をせねばならぬが、こういう場合にどういうお考えでしょうか。

○政府委員(横川信夫君) 一応さうな点を考慮いたしまして、一戸当りにつきまして五反歩ずつの自家用林としてのを認めておるのであります。そこにおきましては自由にいつでも何の届出も何もなしに勝手に用材も薪材も伐れる途を開いてございます。

○門田定蔵君 五反歩ということばかりでしたが、或いは五反歩以上でありまして、そういう場合、農家としては或いは六反とか、八反とか、一町内外の所有者がたたくさん自家用として山林を所有してあるのがあるのではありませんか、これらの場合法律によつて届出をする性質のものであるかないか。又もう一つ僅か数本の木を伐つた場合でも、これを価額に計算して計算して税金の対象とするようなことは私どもよくないと思ひます。それらについてどういうお考えでしょうか。

○政府委員(横川信夫君) その面積は五反歩以内ということになつておりますので、五反歩で間に合わないような場合が起きましたときには、適正伐

期齢級以上でございすれば届出をして頂くということになります。差当り五反歩の中で間に合せて頂きまして、それよりもたくさん要る場合には届出をして頂くという取扱をいたしたいと思ひます。なお一本、二本自家用に伐りましたものを税金の対象にみなすかどうかというところは、地方の税務署の判断でございすけれども、でき得ますれば、私ども自家用に使用しますものを税金の対象にするというよりなことがないようにつつとお取扱い願ひたいというふうに税務署と話し合ひをいたすつもりでございます。

○江田三郎君 今の門田委員の質問に關連するわけですが、門田委員が最初質問されたのは植林或いは治山ということと開拓というよりなものが將來競合關係が起りやしないかということに對しまして、開拓のほうは一定の基準があるわけであるからして、そういう虞れがないというように言われましたが、併し現実には今日までそういうよりな競合關係が起き、或いはトラブルが起きつたと思ひますのでありまして、又開拓の適地として開放された所が、その後は立木だけは伐られたけれども一向に開拓されないで、それが原因となつて荒廃を來したというよりな所もあつたわけですね。私はそこでこの際にお尋ねしたいのは、治山計画というよりなものの根本方針なんでありまして、これは先だつてちよつとお尋ねしましたところが、中央の森林協議会とか、森林審議会というよりな所で根本

方針を立てられるということでありましたが、併し中央審議会がどういふ答えを答へたところで、林野庁として、或いは農林省としては今日まで治山計画というものをしつ／＼発表された以上は、そこに根本的な方針があると思ひますのでありまして、どうも我々が今日まで林野庁或いは農林省あたり全体から発表された資料を見ますと、開拓については傾斜度が幾らで日当りがどうであるというよりなようなことだけが出て来る。治山計画についてはただ面積がどういふことになつて、それに対する予算がどういふことになつたことだけが出て来て、一体そういうよりな治山計画というものを進めて行く根本方針は何であるかということが我々にはよくわからぬわけでありまして、その点をもう少しはつきりとお答え願ひたいと思ひます。即ち一体そういうものを將來利用するといふものに對しまして、いろいろな利用の方法というものがあつたわけでありまして、例えば將來その食糧生産というものの、勿論これはただ穀粉質というだけでなくに、畜産關係の蛋白質資源の問題もありまして、そういうよりな食糧といふよりな問題を中心にして行く考え方も出て来る木材の生産量といふものを論議にする考え方も出て来ると思ひます。或いは又治山というよりなことを中心にする考え方も出て来ると思ひます。そういうものを全部うまく調整してやるのだという答えを恐らくされると思ひます

な事態が頻発して来るというようなことでありますれば、その際には特殊な考慮を払わなければならないかというように考えます。

○片柳眞吉君 その次にこれは或いは極めて陳腐な質問であります、出資をしない組合員には持分は当然ないと思いますが、さうに解してよろしくご意見を伺います。

○説明員(武田誠三君) 出資組合につきましては持分であり、持分といふものの解釈によります。出資組合から脱退いたしましたときの一般の持分関係といふものは考えられないかと思ひます。解散の場合におきましては、さういつた処分が考えられて来るかというように考えるわけであります。

○片柳眞吉君 そこで若干の疑問といひます。出資をしておりますのは、出資をしておる組合でも併行して賦課金でありますか、経費を組合員に賦課できるわけであり、その出資制度をとつておる組合はこれは当然に出資額に応じて持分が算定されるということになると思ひますが、さうなつて来ますと出資額と賦課金とが平衡しておりますればこれは持分の関係は不均衡が起きて来ないと思ひますが、出資が少い場合、少い組合員に或いは賦課金が非常に来ると、その賦課金で林道なりその他の施設をするというところで出資と賦課金とが不均衡になりますと、持分の計算に実体上に非常な不均衡が来るというようなことを一応心配するわけであり、その辺をどういふふうには或いは指導なり、実際の経費の賦課を大体出資に応じて賦課をするということであり、

れば、私の心配は杞憂になるわけであり、その辺の一つの方針をお伺ひしたいと思ひます。

○説明員(武田誠三君) 一般的に只今の御質問のような形で指導はいたして参りたいと思ひますが、例えば林道を建設いたします場合に、組合員にその費用を一部負担させるというやうな場合が起つて参ると思ひますが、かような場合にはむしろその受益関係といつたほうが強く出て来るやうな場合もあるかと思ひます。

従ひまして、今御質問のような点が必ずしも出資額と、この点とが平衡的にならない場合もあると思ひます。その点につきましては、持分関係は実は私どももいろいろ研究をいたしてありますが、理論的にもむづかしい問題があるやうにも考へております。お話の趣旨につきましては十分更に検討を進めまして、持分関係でいろいろなトラブルが起らないやうに指導なり運用を図つて参りたいと、かように考へております。

○片柳眞吉君 それからこの生産組合は主として組合員から森林の経営をすることが主目的であります、組合で植林なりその他の森林の経営をする権限はどこからこれは出ておるわけですか。

○説明員(武田誠三君) 施設組合が植林その他をいたします場合には、委託乃至信託によつて組合員と組合との契約によつてやらせて参りたいと、かように考へております。

生産組合の場合にはこれは生産組合それ自身が一つの森林所有者であり、そので、みずからの事業として植林をし、伐採をするというふうには考へてお

ります。

○片柳眞吉君 ちよつとわからなかつたのですが、生産組合の場合にはみずから植林その他の経営をすることにかつておりますが、例えば植栽をする土地は必ずしも組合の自由ではないと思ひます。さうすると自分所有をしておらない土地に植栽をするその権限が主として賃借契約で行くか、どういふ権限でこれをやることになり、さういふ質問であります。

○説明員(武田誠三君) どうも御質問の御趣旨を取違へまして失礼いたしました。生産組合が植林をいたします際の土地との関係であります、これは一つには森林組合の組合員からの現物出資があり、林地を一つ対象として考へております。それからなおその場合にその土地についての賃借権或いは地上権といつたやうなものの権利の現物出資も一応考へておるのであります。さういつた林地を全然持たない生産組合が成立いたしました場合には、その生産組合におきまして他のものから新たに林地を購入いたしますか、或いは賃借権契約を結んで行く、かういふことで考へております。

○片柳眞吉君 最後に森林組合の今後の指導なり育成の観点であります、この新しい森林組合が考へ方を非常にイデオロギッシュに見て行きますと、まあ小さい山林を持つておるとな、これは個人では経営ができません。従つて積極的に組合に経営を委託するなり、或いは信託するなり、或いはその土地を組合に提供して、組合でむしろ大規模な輪伐のできるやうな総合経営をして行く、かういふ非常に強い意図の下にこれが出され

ておりますかどうか、單なる組合員のためにやるというよりも組合でやはり総合的な或る程度毎年々々輪伐ができるやうな意味から積極的に組合の経営に移すというやうな方針を持つておられますか、これは今後組合の育成にも関係すると思ひますので、その辺のお考えを伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(横川信夫君) 御承知のやうに森林経営といふものは大面積経営が最も望ましい姿であるのであります、個々の零細な森林所有者が個々に林業経営の目的を十分達することはできない、さういふ考え方からこの組合を作りまして、組合の形において相当面積の所有者といふことになってしまつて経営をいたさうと思ひます。さういふことで、お話のやうにできるだけ組合の地域内で保続的に合理的に森林経営ができるという姿が最も望ましいことと考へまして、将来さうに指導をして参りたいと考へております。

○片柳眞吉君 もう一つ忘れまして、第七十九條の第二項の第九号であります、それから八十四條両方に關係しておりますが、団体協約の締結というやつがありますが、これは大体労務を提供しておるやうな組合員との団体協約といふことに解してよろしくご意見を伺います。

○説明員(武田誠三君) これは組合と組合員以外の、例えば取引関係にあり、また相手方との間に結びます協約といふふうにお考えを頂きたいと思ひます。

○片柳眞吉君 ちよつとその具体的例が私には頭に浮んで来ないのですが、

さういふやうな事例の場合が想定できましたら一つ……。

○説明員(武田誠三君) これは農業協同組合、或いは水産業協同組合等にも同様の規定があると思ひますが、一種の例えは組合からの出荷共同販売をいたしますものにつきて、その買手のほうとの間に一定の価格の取りきめをする。その場合に組合員がそれ以下の価格で例えば相手方と販売の契約をしたというやうな場合に、団体協約をもつてした価格で契約があつたものとみなす、かういふ運用をして参るのであります。

○委員(羽生三七君) 他に御発言もなければ本日はこの程度にて散会いたします。

午後二時三十四分散会
出席者は左の通り。

委員長 羽生 三七君
理事 片柳 眞吉君
岡村文四郎君

委員

滝井治三郎君
宮本 邦彦君
江田 三郎君
門田 定藏君
小林 孝平君
三橋八次郎君
飯島連次郎君
加賀 操君
三浦 辰雄君

政府委員

林野庁長官 横川 信夫君
事務局側
常任委員会専門員 安樂城敏男君
常任委員会専門員 倉田 吉雄君
説明員

五月二十七日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、農林物資規格法の一部を改正する法律案

農林物資規格法の一部を改正する法律案

農林物資規格法の一部を改正する法律案

農林物資規格法（昭和二十五年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二條第二項を次のように改める。

2 この法律で「規格」とは、農林物資の等級及びその標準（荷造、包装等の条件を含む。）をいい、「日本農林規格」とは、第八條の規定により制定された規格をいふ。

第二條第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律で「登録格付機関」とは、第十七條第二項の規定により農林大臣の登録を受けた法人をいふ。

第三條第二項を次のように改める。

2 調査会は、第十條第一項（第十一條において準用する場合を含む。）の規定により諮問された事項を調査審議し、その結果を農林大臣に答申するものとする。

第四條第四項中「三年」を「六箇月」に、第七條中「前四條」を「第四條」に、「調査会」を「調査会の委員」に、「省令」を「政令」に改

める。

第八條を次のように改める。

第八條 農林大臣は、第一條に規定する目的を達成するため必要があると認めるときは、農林物資の種類を指定して、これについての規格を制定する。

2 前項の規格は、実質的に利害関係を有する旨の意向を反映するよう、且つ、その適用に当つて同様な条件の下にある者に対して不公正に差別を附することがないよう、に制定しなければならない。

第九條第二項を次のように改める。

2 農林大臣は、前項の規定による申出を受けた場合において、その申出に係る種類の農林物資について日本農林規格を制定する必要があると認めるときは、理由を附してその旨を当該申出人に通知しなければならない。

第十條を次のように改める。

第十條 農林大臣は、必要があると認めるときは、日本農林規格を制定すべきかどうか、又は制定すべき日本農林規格の案について、調査会に諮問し、又は公聴会を開いて利害関係人及び学識経験のある者の意見を聞くことができる。

2 調査会は、前項の諮問を受けたときは、省令で定める公正な手続に従つてこれを審議し、その結果を農林大臣に答申しなければならない。

3 第一項の公聴会について必要な事項は、省令で定める。

第十一條とし、第十三條及び第十四條をそれぞれ第十二條及び第十三條とし、改正後の第十三條の次に次の一條を加え、第十五條を削る、（規格の使用の制限）第十四條 都道府県又は登録格付機関は、日本農林規格の制定されている農林物資について格付を行うには、日本農林規格によらなければならない。但し、輸出品取締法（昭和二十三年法律第五十三号）第三條の規定により定められた等級及びその標準又は同法第四條の規定により定められた標準若しくは条件によつて格付を行う場合は、この限りでない。

大臣の定めて公示した登録基準に適合すると認められるときは、省令で定めるところにより、その登録をしなければならない。

一 格付のために使用する設備、機械及び器具

二 格付に従事する者の資格及び人員

三 格付を行う区域

3 左の各号の一に該当する法人は、登録格付機関の登録を受けることができる。

一 その法人又はその業務を行う役員がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しないもの

二 次條第一項の規定により登録を取り消され、その取消の日から一年を経過しない法人

三 最近一年以内において前号の法人の業務を行う役員であつた者がその業務を行う役員となつてゐる法人

四 事業者団体法（昭和二十三年法律第九十一号）第四條及び第五條の規定の適用を受ける事業者団体

五 前号の事業者団体の業務を行う役員又は管理人である者がその業務を行う役員又は管理人となつてゐる法人

4 登録は、左に掲げる事項を登録台帳に記載して行う。

一 登録番号

二 登録格付機関の名称及び住所

三 登録格付機関が格付を行う農林物資の種類

5 農林大臣は、第二項の登録をしたときは、遅滞なく前項に掲げる事項を公示しなければならない。

6 登録格付機関は、第四項第二号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なくその旨を農林大臣に届け出なければならない。

7 農林大臣は、前項の届出があつたときは、遅滞なくその旨を公示しなければならない。

（登録の取消）第十七條の二 農林大臣は、登録格付機関が左の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて日本農林規格によつて行う格付の停止を命ずることができる。

一 前條第二項に規定する登録基準に適合しなくなったとき

二 不正な手段により登録を受けたとき

三 この法律若しくはこの法律に基く命令の規定又はこれらの規定に基く処分に違反したとき

2 農林大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該登録格付機関に対し、あらかじめ、期日、場所及び当該処分の原因たる事由を通知して公開による聴聞を行い、その者又はその代理人が証拠を提出して意見を述べる機会を與えなければならない。

3 農林大臣は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を公示しなければならない。

（日本農林規格登録格付機関という名称の使用の禁止）第十七條の三 登録格付機関でない

者は、日本農林規格登録格付機関という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

2 登録格付機関は、その登録した農林物資以外の農林物資については、日本農林規格登録格付機関という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第十八條を次のように改める。

(規格証票等の表示の禁止)

第十八條 農林省の機関、都道府県及び登録格付機関以外の者は、農林物資又はその包装若しくは容器に規格証票又はこれに紛らわしい表示を附してはならない。

2 農林省の機関、都道府県又は登録格付機関は、第十六條第一項の規定による格付を行ったときでなければ、当該農林物資又はその包装若しくは容器に規格証票又はこれに紛らわしい表示を附してはならない。

第十九條の見出しとして「(包装材料等の再使用の制限)」を加える。

第二十一條中「都道府県」の下に「若しくは登録格付機関」を、第二十二條第一項中「都道府県」の下に「又は登録格付機関」を、「当該都道府県」の下に「又は当該登録格付機関」を加え、同條第二項を削る。

第二十四條第一号中「第十四條」を「第十三條」に、同條第二号中「第十八條」を「第十八條第一項」に改め、同條の次に次の三條を加え、第二十五條中「前條」を「前四條」に、「同條」を「各本條」に改める。

第二十四條の二 左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした登録格付機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第十四條の規定に違反したとき。

二 第十八條第二項の規定に違反したとき。

第二十四條の三 第十七條の第三項の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

第二十四條の四 左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした登録格付機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第十七條第六項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第十七條の第三項の規定に違反したとき。

三 第二十一條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第二十二條の規定による禁止に違反したとき。

附則第四項中「第八條から第十一條まで」を「第八條」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に農林物資規格調査会の委員である者の任期は、第四條第四項の改正規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して六箇月を経過した時に満了するものとする。